

令和元年度 岸和田市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時 令和元年9月26日(木) 午後2時～午後3時10分
場 所 岸和田市役所4階第1委員会室
出席委員 前田純一、田中泰弘、雪本岩利、廣岡鈴子、米本俊信、田中秀紀、高松正剛、
牛田伸二、木村晋三、炭谷文香、石田信博、井尻俊夫、田中伸子、杉本充恵、
根来勝、谷善弘(順不同、敬称略)
欠席委員 江龍直明、金本均、坂西明子(順不同、敬称略)
事務局 濱上保健部長、佐野健康保険課長、塩谷参事、岡田主幹、北川担当主幹、青
田担当主幹、赤田担当長、高井担当長
傍聴者 0名

概 要

- 1 開会
- 2 事務局からの報告事項等
 - 新委員の自己紹介並びに被用者保険等代表委員の1名が人事異動のため委員を辞退。現在1名の欠員状態であることを報告
 - 事務局職員紹介
- 3 保健部長挨拶
- 4 案件(1)平成30年度国民健康保険事業特別会計決算及び赤字解消計画の進捗について
 - (2)平成31年度国民健康保険事業特別会計予算概要について
 - (3)その他
- 5 閉会

《会議発言要旨》

事務局

岸和田市国民健康保険運営協議会規則第4条第5項に従いまして、石田会長に議事進行をお願いいたします。

会長、よろしく申し上げます。

会 長

先ず、本日の委員の出席状況について、事務局に報告を求めます。

事務局

委員定数 19 名中、ただ今の時点で出席委員 15 名でございます。

従いまして、岸和田市国民健康保険運営協議会規則第 4 条第 4 項に定める定足数を満たしておりますので、本日の会議は有効に成立でございます。

(木村委員、遅れて入室・着席)

会 長

それでは案件に入ります。

案件（1）平成 30 年度国民健康保険事業特別会計決算及び赤字解消計画の進捗について、事務局に説明を求めます。

事務局

平成 30 年度国民健康保険事業特別会計決算及び赤字解消計画の進捗について、資料 1～2 に基づき説明。

会 長

この件について、ご意見、ご質問等がありますか。

委 員

収納率の向上については、この不景気の中、目を見張るものがあり、その点は評価したいと思います。

収納率の向上の一手法として、不納欠損という隠れた要因があると思いますが、不納欠損の状況はどうなっていますか。担当者として適正に公平に処理できていると思いますか。

事務局

平成 30 年度の不納欠損額はおよそ 1 億 2 千 2 百万円、平成 29 年度が 1 億 6 千万円、平成 28 年度 1 億 8 千万円程度ということで、年々下がっています。不納欠損には二通りあり、時効がきて徴収権が消失してしまうものと執行停止と言って、納付義務者の財産状況や生活状況等を調査した結果、さまざまな理由、たとえば、生活保護や破産事案、身体的に就労できないなど、今後保険料の納付が見込めない人には、市が積極的に請求

しないといったものがあります。この執行停止については、市の判断が大きく影響します。保険料は時効が2年と決まっているので、何もしなければ、時効がきてしまい、不納欠損となってしまいます。しかし、不納欠損額が年々下がってきているので、本来保険料を払ってもらわなければいけない人について、対応できており、公平に対応しているのかなと思っています。今後も他市の状況等も考慮して、市が積極的に判断してでる執行停止による不納欠損額を増やしていきたいと考えています。

会 長

はい、よろしいでしょうか。では、ほかにご意見、ご質問等がありますか

委 員

保険料の回収方法は具体的にはどのような方法ですか。

事務局

納付期限が20日ほど過ぎた時点で督促状を送付します。督促状の納付期限から、1週間から2週間で、納付確認を行います。納付が確認できなければ、徴収法では差押をしなければならなくなっています。しかし、岸和田市では、毎月3,000~4,000の督促状が出ている中で、全て財産調査をして差押を行うことは不可能なので、最初のうちはコールセンターから「納付のお忘れはないですか」とご案内を行います。事情により納付できない人には、窓口または電話で納付相談いわゆる分割の納付相談を行っています。それでも納付がない、納付相談に来られない等があれば、個人の財産の調査を行い、差押を行っています。

委員

各世帯に出向いて、納付をお願いするといったことはありませんか。

事務局

訪問徴収員といった職員がいます。電話・文書で反応していただけない人に関しては、訪問徴収員がご自宅に出向き、状況を確認しています。

委員

被保険者証が欲しいために、1か月だけ保険料を払って後は未納、また1か月払ってまた未納といったような状況の人がいると聞いていますが、実態はどうでしょうか。

事務局

被保険者証の期限は原則1年間となっていますが、保険料の納付ができていない人に

については、期間の短い短期被保険者証を交付しています。短期被保険者証の期間は、現在、4月、7月、10月ですが、10月からは4か月毎の期限に変わります。証の更新後、保険料の納付がない人は、保険証の更新ができなくなり、給付証明書といったもっと短い期間の証明書に切り替わります。それでも、納付がない又は、納付相談に来られない場合は、資格証明書といった国民健康保険の資格は存在するが、窓口での支払は10割負担になるといった証明書に変わります。保険料の未納があつて、資格証明書で医療機関を受診した場合、本来7割は保険者が給付し、被保険者に返金しますが、未納者については、その7割分を未納している保険料に充当しています。資格証明書を交付している世帯も、岸和田市内で数十世帯あるといった状況です。

会 長

はい、よろしいでしょうか。では、ほかにご意見、ご質問等がありますか。

委 員

都道府県化で、保険料率が急に上がったように思いますが、今後の保険料の傾向はどうなっていくのでしょうか。

事務局

保険料率の決定は、被保険者の方がかかる医療費がどれくらいになるかを見積り、被保険者で負担する費用を割って計算している部分があります。今年度の保険料率が上昇したのもそれが原因となっています。一人当たりの病院にかかる費用が高くなるだろうといった見込みのもとで決定しています。今後も一人当たりの医療費は増えていくと見込まれているため、保険料率が上がる可能性はあると思われます。

会 長

はい、よろしいでしょうか。では、ほかにご意見、ご質問等がありますか。

委 員

薬剤のポリファーマシーといった問題、つまり、同じような薬を投与することを抑制するのは、どこが主になって実施していますか。

事務局

国がガイドラインを示しており、保険者、保険薬局、医師それぞれが、連携して実施するといった取り組みが示されています。ただし、現在、岸和田市として、具体的にこういった取組をするといったことは示せていません。

委員

ポリファーマシーについて、薬剤師会と医師会でも取組をどうするか話し合っています。しかし、なかなか他院で出された薬剤について、これはダメだと強制的にはできません。ただ、ガイドラインも出ていますので、それを広くお知らせし、できるだけ薬を少なくという動きにはなっています。

会長

はい、よろしいでしょうか。では、ほかにご意見、ご質問等がありますか。

委員

保険料の中で、限度額を適正に上げるスピードを上げてほしいと考えています。限度額を引きあげれば、低所得者の保険料は下がることになるので、納付率も上がることになり、国民健康保険の財源が増えるのではと思います。他の税などには上限はなく、保険料だけに、このような上限があるといったことを考えると、そういった施策が可能であれば、要望したいと思います。

会長

よろしいですか。ほかにご質問ございますか。

では、案件（２）平成 31 年度 国民健康保険事業特別会計予算概要について、説明をお願いします。

事務局

平成 31 年度 国民健康保険事業特別会計予算概要について、資料 3 に基づき説明。

（質疑なし）

会長

案件（３）その他について、説明をお願いします。

事務局

大阪健活マイレージアスマイルについて、別紙に基づき説明。

会長

この件について、ご意見、ご質問等がありますか。

委員

アスマイルについて、何かデータを収集して、活用するといったことはあるのでしょうか。また、そのデータを活用するといったことはチラシに記入しなくてもよいのでしょうか。

事務局

データを収集して大阪府内の健康課題を導き出したり、地域的な格差を分析したりする予定です。データの活用については参加登録する時に同意が求められます。

会長

はい、よろしいでしょうか。では、ほかにご意見、ご質問等がありますか。

委員

岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ推進協議会の会長をしています。そこで、3年間健康ポイントの事業を実施してきました。岸和田市で実施の際にも、ポイントを貯めた人への景品といった財源が必要であり、予算がないので、寄付を募ったりして財源確保に苦労しました。アスマイルは、大阪府事業ですが、財源はいくらぐらいなのかまた、その効果はあるのでしょうか。

事務局

大阪府で、4年間で20億の予算が投じられています。その中には事業費納付金が含まれています。個人のデータの蓄積がどうかされていくかなど効果については、今後経過を見ていく必要はありますが、これだけの財源を投じて行いますので、多くの方に活用していただきたいと思っています。対象は18歳以上の大阪府民全員ですが、特に国民健康保険の加入者については、特定健診を受けていただくと、無条件で3,000円分が還元されるので、皆さんに勧奨をお願いしたいと思いご案内させていただきました。

会長

はい、よろしいでしょうか。では、ほかにご意見、ご質問等がありますか。

委員

ジェネリックについて、医師会と薬剤師会と歯科医師会に大阪府の職員が来られて「ジェネリックを使ってください」と話されました。ジェネリック自体の利用を勧奨することに反対はありませんが、国としてジェネリックだけでよいとなるのは反対です。日本が先発医薬品を全く作らなくなると、結局アメリカなどの外国で開発された先発医薬品を使うことになり、莫大なお金（税金）が外へ流れていってしまいます。また、先

発医薬品を開発するといったこともできなくなります。日本が国としてジェネリックだけでよいということになり、先発医薬品がなくなってしまうことに危惧しています。

会 長

今までの案件について、ご質問等なければ、これで令和元年度岸和田市国民健康保険運営協議会を閉会します。本日は、どうもありがとうございました。

令和元年10月8日

岸和田市国民健康保険運営協議会

会 長 石田 信博

